

# 第4次佐渡市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

健やかで思いやりのあふれる持続可能なまちづくり  
【令和6年度～令和10年度】

## 《地域福祉》とは…

地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、地域社会の生活課題を発見し解決するなど、いろいろなことに皆で協力しあっていくことです。



令和6年3月

佐渡市・佐渡市社会福祉協議会

市では地域共生社会の実現を推進しています。この度、第3次計画に引き続き第4次計画を策定しました。

この計画を市民の皆さまに広く知っていただくため、また、普段の生活の中でも『地域福祉・地域共生社会』のことを意識していただけるようご覧ください。

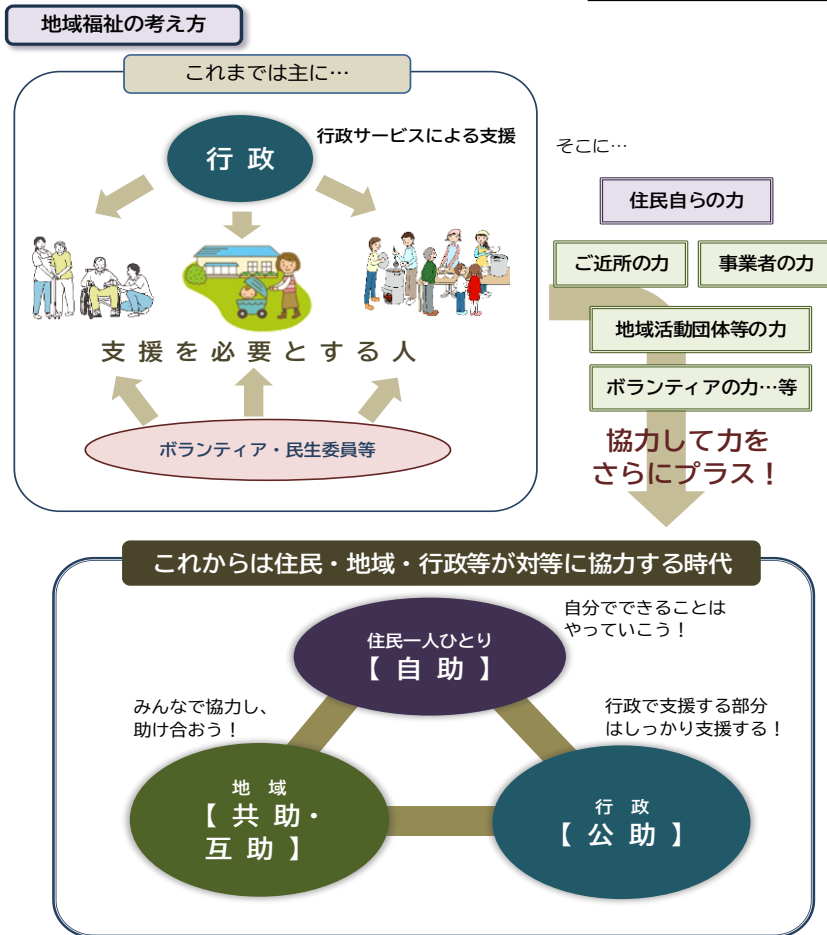
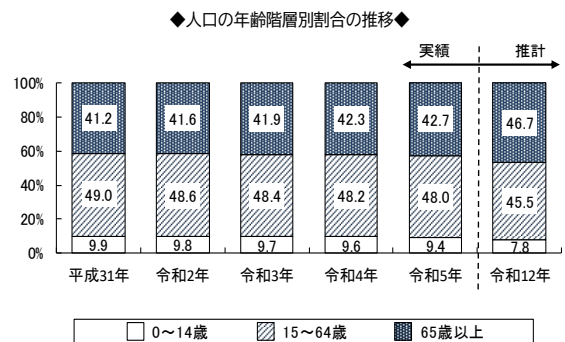
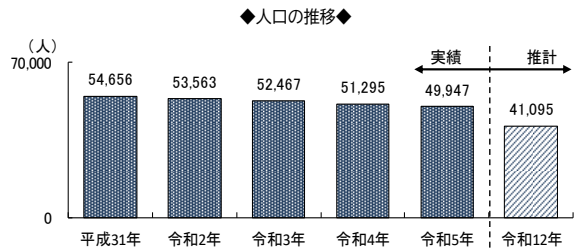
# 計画策定の趣旨

近年、本市においても少子高齢化が急速に進行し、高齢化率は40%を超える超高齢社会となっており、未来の日本の縮図と言えます。高齢者世帯の増加や価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっています。また、これらに関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、障がい者の地域移行、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が徐々に拡大しており、住民同士の支え合いや地域コミュニティの重要性が再認識されています。

「第4次佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以降、「本計画」とします。）の策定にあたっては、特に重層的かつ包括的な事業の推進と支援体制の充実に図るため地域とのつながりの強化を目指します。

また、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ地域共生社会の実現につながります。本市においても、このSDGsを念頭において、計画推進に取り組んでいきます。

これまでの取り組みの成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を鑑み、新たに地域共生社会の実現を目指し、本市における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取り組みを明らかにしていくものとして本計画を策定します。

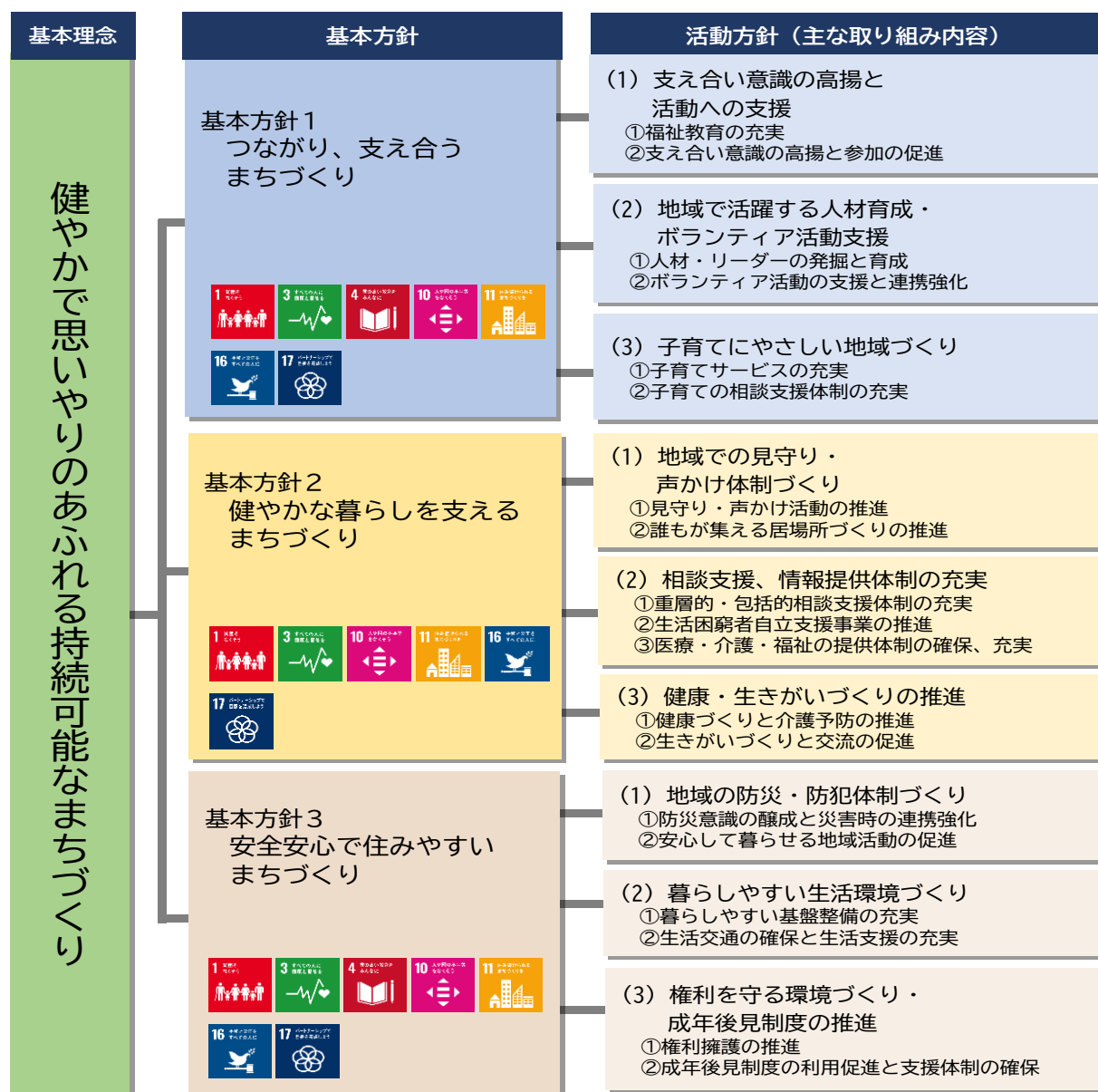


## 関連諸計画との関係

「佐渡市総合計画」をはじめ、「佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「佐渡市障がい者等計画」「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」他の保健福祉分野における各計画と整合性を図りながら推進していきます。

## 計画の体系

下図は、基本方針である「つながり、支え合うまちづくり」「健やかな暮らしを支えるまちづくり」「安全安心で住みやすいまちづくり」を三つの柱として、基本方針ごとに市全体として重点的に取り組んでいく必要があると考える活動方針を示した本計画の体系図です。



## 計画のめざすところ

### 基本方針1

### つながり、支え合うまちづくり



#### 《主な取り組み方針》

##### ◆福祉教育の充実

学校、地域、社会福祉施設、社会福祉協議会などと連携した福祉教育を推進します。

##### ◆支え合い意識の高揚と参加の促進

市民一人ひとりの「地域での助け合いが重要である」という相互扶助の精神の醸成・支え合い活動を促進します。

##### ◆人材・リーダーの発掘と育成

地域活動の力となり得る人材の発掘及び育成と支援を行います。

##### ◆ボランティア活動の支援と連携強化

ボランティア活動及び地域活動との連携、企業や関係機関との連携を図ります。

##### ◆子育てサービスの充実

地域や職場を含め社会全体で子育てを支えるまちづくりを推進します。

##### ◆子育ての相談支援体制の充実

子育て世帯が孤立することのないような相談支援体制を充実します。

### 基本方針2

### 健やかな暮らしを支えるまちづくり



#### 《主な取り組み方針》

##### ◆見守り・声かけ活動の推進

I C Tの活用等による見守り活動を推進します。

##### ◆誰もが集える居場所づくりの推進

子どもから高齢者まで障がいのある人もない人も、みんなが集える場を創設します。

##### ◆重層的・包括的相談支援体制の充実

官民一体となった多機関協働による重層的・包括的相談支援を推進します。

##### ◆生活困窮者自立支援事業の推進

自立相談、家計相談支援など各種支援事業を推進します。

##### ◆医療・介護・福祉の提供体制の確保、充実

I C Tの活用など持続可能なサービス提供体制を整備します。

##### ◆健康づくりと介護予防の推進

市民協働の健康づくりや高齢者の健康状態の維持・改善・重症化予防を推進します。

##### ◆生きがいづくりと交流の促進

豊かな経験等を活かし活躍できる地域づくりを推進します。

#### ※I C T

インターネットやアプリケーション、SNSなど情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術

基本方針3

安全安心で住みやすいまちづくり



《主な取り組み方針》

◆防災意識の醸成と災害時の連携強化

減災への市民の意識醸成や自助・共助に向けた自主防災組織、関係機関との連携を強化するとともに、避難行動要支援者等への支援体制の充実、見守り活動など地域防災力の向上を図ります。

◆安心して暮らせる地域活動の促進

地域の連帯による防災、防犯力の向上を図ります。

◆暮らしやすい基盤整備の充実

公共施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を推進します。

◆生活交通の確保と生活支援の充実

高齢者や障がい者など交通弱者の移動手段の確保を図ります。

◆権利擁護の推進

地域包括支援センターや相談機関が連携し権利擁護に関する取り組みを強化します。

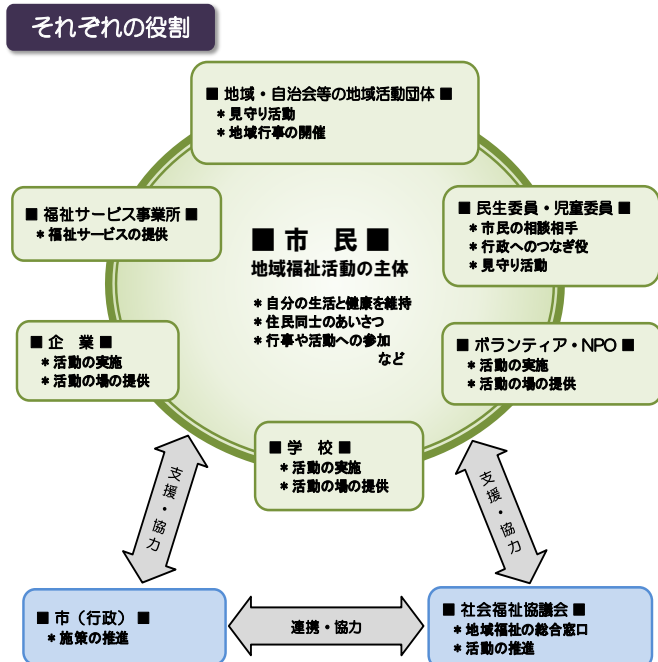
◆成年後見制度の利用促進と支援体制の確保

成年後見センターによる普及啓発、市民後見人養成など市民との協働及び後見活動を支援します。

計画の推進に向けて

すべての市民が、安全で安心して快適に暮らし続けることのできる地域社会を実現させるためには、市民による主体的な取り組みと市民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

計画を推進していくためには、市民を中心に地域・自治会や関係者（機関）が協力してそれぞれの役割や責務を果たしながら互助の精神、絆を持ち、協働して取り組んでいくことが必要です。



## 成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画

本計画では、成年後見制度の更なる利用促進に向けた取り組みを進めていくための「佐渡市成年後見制度利用促進基本計画」、地域における犯罪被害を防止し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努め、市民が安全で安心して暮らせるように、再犯防止を推進するための「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

### 佐渡市成年後見制度利用促進基本計画

#### 《主な取り組み》

##### ◇成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度に関する相談窓口の周知を図るとともに、権利擁護支援の必要な方が支援を受けられるよう周知・啓発活動を行います。

##### ◇権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化

成年後見センターを中心とし、成年後見制度の利用促進を図ります。

##### ◇利用者が安心を実感できる支援体制の強化

本人の意思を尊重した制度の運用に努めます。

##### ◇市民後見人の養成と活動支援体制の充実

市民後見人養成講座を実施し、成年後見制度の担い手の養成を継続します。

### 佐渡市再犯防止推進計画

#### 《主な取り組み》

##### ◇再犯防止に関する啓発と関係機関との連携強化

再犯防止に関する広報・啓発を行います。

佐渡地区更生保護サポートセンターの運営支援を行います。

##### ◇保健福祉サービス等支援施策の活用促進

保健・福祉・医療、矯正などの多様な分野の強みを活かして連携・協働するとともに、支援協力者の確保を支援します。

##### ◇生活基盤の確立支援

ハローワーク、保護観察所、協力雇用主など関係機関と連携しながら、犯罪をした者等の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。

犯罪をした者等の生活再建に向けて、庁内連携や関係機関との協働による活動の支援を行います。

## ■■■■ それぞれの役割 ■■■■

### ☆市民の役割

市民一人ひとりが「今、自分にできること」を考え、地域福祉を担う一員として取り組んでいくことが大切です。

### ☆地域・自治会などの役割

あいさつや声かけなど身近な活動をはじめとし多くの人に地域活動への参加を呼びかけ、地域の連帯意識の高揚が求められます。

### ☆民生委員・児童委員、主任児童委員の役割

さまざまな生活課題を抱える人にとって身近な相談相手となり、その人が適切な福祉サービスを得られるよう情報提供を行うとともに、適切な福祉サービスにつなげることが求められます。

### ☆ボランティア・NPOの役割

地域福祉のリーダー役として多様な活動が期待されます。

### ☆学校等の役割

専門分野の人材育成だけでなくリーダー的人材の育成やボランティアの育成など、地域福祉ニーズに応じた人材育成の役割が求められます。

### ☆福祉サービス事業所・企業の役割

多様なニーズに応えるとともに、適切なサービスの提供と権利擁護への取り組みが求められます。

### ☆佐渡市社会福祉協議会の役割

市民が気軽に相談できる総合窓口としての役割が求められます。

地域福祉活動の調整役として人材の発掘・育成や活動の拠点づくり、市民の要望をふまえた支援と関係機関との連携に取り組むことが期待されます。

### ☆佐渡市（行政）の役割

佐渡市（行政）は、公的福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援を、実態や市民ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

市民や関係機関が地域福祉活動に取り組むにあたり多様な参加機会や情報の提供、事例の収集・紹介など、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や必要な支援を行います。

佐渡市社会福祉協議会と連携して市民主体の地域福祉活動を支援します。

## 地域共生社会の実現とSDGsの関係

本計画の地域共生社会の実現に向けた取組とSDGsとの関係性が深いものは、右図のとおりです。

SDGsは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ地域共生社会の実現につながります。

本市においても、この計画推進の視点のひとつとして計画の施策においてSDGsを念頭に取り組んでいきます。

目標 (Goal)	目標到達に向けた取組の方向性
 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る
 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

発行・編集：■佐渡市社会福祉部社会福祉課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地 TEL：0259-63-5113 FAX：0259-63-5121

■佐渡市社会福祉協議会

〒952-0206 新潟県佐渡市畑野甲533番地 TEL：0259-81-1155 FAX：0259-81-1156

※計画書は市のホームページでも公開していますのでご覧ください。

<https://www.city.sado.niigata.jp/>



第4次地域福祉

で検索！